

(公印省略)

情個審第984号  
令和5年3月20日

弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和5年3月20日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和3年（行情）諮詢第399号

事 件 名：保険金請求歴情報交換制度実施要領の一部開示決定に関する件

(公印省略)

情個審第983号  
令和5年3月20日

国土交通大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の質問について、別添のとおり、答申書を交付します（令和4年度（行情）答申第601号）。

記

質問番号：令和3年（行情）質問第399号

事件名：保険金請求歴情報交換制度実施要領の一部開示決定に関する件

諮詢庁：国土交通大臣

諮詢日：令和3年10月1日（令和3年（行情）諮詢第399号）

答申日：令和5年3月20日（令和4年度（行情）答申第601号）

事件名：保険金請求歴情報交換制度実施要領の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「保険金請求歴情報交換制度実施要領」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月21日付け国官参自保第250号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

保険金請求者としては自らの保険金請求歴を当然に把握できる立場にある以上、日本損害保険協会が把握している保険金請求歴の内容が保険金請求者に明らかになったとしても、不正な保険請求につながるとはいえないから、不開示部分は法5条2号イに該当しないといえる。

##### （2）意見書

ア 保険金請求歴情報交換制度は、請求金額が小さい携行品に係る保険等における不正請求まで排除することを目的としていることからすれば、同制度の対象となる保険種目は相当広範囲なものと思われる。

そのため、同制度の対象となる保険種目が明らかになったとしても、そのことによって不正な保険金請求を排除できなくなるとはいえない。

イ 本件対象文書の作成者である一般社団法人日本損害保険協会は、受傷者本人からの個人情報開示請求に応じている（本件対象文書末尾3頁）以上、受傷者本人としては、個人情報開示請求を通じて、おおよその事故情報の保有期間を把握できるといえる。

そのため、事故情報の保有期間が明らかになったとしても、そのこ

とによって不正な保険金請求を排除できなくなるとはいえない。

ウ 情報交換制度による確認を免れる態様の不正請求というのは、マッチングキー項目に関して虚偽の情報を提供したり、情報の提供 자체を拒んだりする態様での保険金請求を想定していると思われる。

ところで、マッチングキーに当たる情報としては、人保険事故等情報交換システムの場合、会社コード、保険種類、事故整理番号、受傷者名、事故日、事故地、事故受付日、受傷者生年月日、保険始期、担保種目、予備、扱査定拠点情報・電話番号、扱査定拠点情報・拠点名、特記事項、所管店コード、事故登録ナシ支払区分、支払日（ノークレーム処理日）及び予備（ブランク）であると思われる（開示文書8頁及び9頁参照）。

そして、マッチングキーに当たる情報のうち、保険金請求者が保険金請求に際して必ず提供する必要がある情報としては、受傷者名、事故日及び事故地だけであると思われるところ、保険金請求に際し、これらの情報が偽られた場合は保険会社等の調査によってこれらの情報に関する虚偽申告を発見できるといえるし、これらの情報提供が拒まれた場合はそのことだけを理由として保険金請求を拒否すれば足りるといえる。

そのため、情報交換の仕組みに関する不開示部分の相当部分が明らかになったとしても、そのことによって不正な保険金請求を排除できなくなるとはいえない。

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和3年6月25日付で、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである（なお、他の文書の開示請求もあったが、本件審査請求の争点ではないため省略する）。

処分庁は、本件対象文書について、法5条2号イに該当する部分を除き、一部開示決定（原処分）をした。

審査請求人は、同年9月7日付で、質問庁に対し本件審査請求を提起した。

#### 2 審査請求人の主張

上記第2の2（1）のとおり。

#### 3 原処分に対する質問庁の考え方

（1）保険金請求歴情報交換制度は、一般社団法人日本損害保険協会が主宰する制度であり、自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定及び適正な保険金支払いを実現するため、共同利用者（保険会社等、損害保険料率算出機構、国土交通省）の間で、保険事故の被害者（受傷

者)に関する過去の保険金請求の有無等の情報を確認・共有する制度である。

本件対象文書は、日本損害保険協会が作成した、この制度の実施要領である。

(2) 利用方法やデータの保有期間等が記載されている部分が法5条2号イに該当するとして不開示としたが、審査請求人は、原処分の不開示部分について不服を申し立てている。

不開示部分には、制度の対象となる保険種目や、事故情報の保有期間、情報交換の仕組みが記載されている。これを公にすれば、この情報交換制度による確認を免れる態様での不正請求を企てる者が発生する可能性が相当程度考えられ、共同利用者である保険会社等が被害者となるなど、保険会社等の正当な利益が害されるおそれがある。したがって、不開示部分が法5条2号イに該当するとした原処分は妥当である。

審査請求人は、保険金請求者は、日本損害保険協会の把握する自身の保険金請求歴の内容を知っているから不正な保険金請求につながるとはいえないと主張するが、本件対象文書はこの制度の具体的な運用について規定したものであることから、保険金請求の内容が保険金請求者に明らかになったとしても不正な保険金請求につながるとはいえないという趣旨の主張はあたらない。また、実態として保険金詐欺事案は発生しており、それを可能な限り防止するためには、本件の不開示部分を開示することはできない。

よって、原処分を維持するのが相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和3年10月1日 | 諮詢の受理         |
| ② 同日        | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月18日     | 審議            |
| ④ 同月26日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和5年3月2日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月14日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む諸文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めるところ、諮詢庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示

情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 標記について、当審査会職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 保険会社等は、保険金請求歴情報交換制度を利用して、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を確認しており、不開示部分には、当該制度の対象となる保険種目、同制度における情報交換の仕組み及び事故情報の保有期間が記載されている。

イ これらの不開示情報を公にすれば、保険金請求歴情報交換制度による保険金請求歴の確認を免れる態様での不正請求を企てる者が発生する可能性が相当程度考えられ、不正請求を排除し適正な保険金の支払を行う保険会社等の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

ウ 審査請求人は、日本損害保険協会が把握している保険金請求歴の内容が保険金請求者に明らかになったとしても、不正な保険金請求につながるとはいえない旨主張するが、上記イのとおり、保険金請求歴情報交換制度による確認を免れる方法での不正請求を助長することになるため、不開示部分を開示することはできない。

(2) 保険金請求歴情報交換制度の趣旨及び不開示部分の記載に鑑みれば、当該部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲